

## 三田市防犯カメラ設置等事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の予防並びに市民の安全安心の確保に寄与するため、予算の範囲内で交付する地域における防犯カメラの新設、更新又は修繕(以下「設置等」という。)に対する補助金に関し、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、公道等不特定多数の者が利用する場所に常設し画像を記録するカメラであって、撮影装置、画像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 地域団体とは、自治区、自治会、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織等の団体であって、次に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。
  - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしている団体であること。
  - イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されている団体であること。
  - ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できる団体であること。
  - エ 規約や代表者を決めている団体であること。

### (補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費、額等は別表第1に掲げるとおりとする。

### (補助対象要件)

第4条 補助対象要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 設置等を行う防犯カメラの機能要件が別表第2に掲げるものであること。
- (2) 公道等不特定多数の者が利用する場所を撮影するものであること。
- (3) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (4) 会館等公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (5) 三田市が定める防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守すること。
- (6) ガイドラインに適合した管理運用規定が定められていること。
- (7) 防犯カメラの設置等を行う地域の合意が形成されていること。
- (8) 防犯カメラの設置等を行う場所の所有者の同意、許可等を得ていること。
- (9) 防犯カメラが作動中であること、設置目的及び設置者の名称を明示する表示板を掲出すること。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域団体は、規則に規定する交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域団体の概要資料(規約及び役員名簿等)
- (2) 防犯カメラ設置等補助事業(計画・変更・実績)報告書
- (3) 収支予算書

- (4) 防犯カメラの設置等を行う場所の位置図等地域安全マップ（危険個所について検討がなされた結果を示す図面）
- (5) 防犯カメラの設置等を行う場所の現況写真及び撮影箇所を想定した写真
- (6) 次に掲げるもの
  - ア 新設の場合 防犯カメラ仕様書等の写し（別表第 2 に掲げる機能要件を満たすことが確認できるもの）
  - イ 更新又は修繕の場合 防犯カメラが過去に兵庫県又は三田市の補助金を活用して設置したものであることが確認できるもの（補助金等確定通知書の写し等）
- (7) 防犯カメラの設置等に係る見積書の写し
- (8) 地域の防犯に係る調査票
- (9) 防犯カメラ等管理運用規程
- (10) 防犯カメラの設置等を行う場所の所有者等の許可書等の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて当該申請箇所の調査を行い、予算の範囲内において、補助金等の交付の適否を決定するものとし、適当と認めるときは、規則に規定する補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた地域団体は、補助事業が完了したときは、規則に定める実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置等補助事業（計画・変更・実績）報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 防犯カメラ設置等の費用に係る領収書の写し
- (4) 防犯カメラ設置等を行った後の全景、撮影箇所の写真及び表示板の設置が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（財産管理等）

第 8 条 補助金の交付を受けた地域団体は、補助金の交付を受けて設置等を行った防犯カメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けて設置等を行った防犯カメラは、設置後 5 年間は撤去し、又は移設してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業の対象となる経費	防犯カメラの新設に要する経費	防犯カメラの更新又は修繕に要する経費
補助率	2分の1以内	2分の1以内
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数切捨て）又は80,000円のいずれか低い額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額（1,000円未満の端数切捨て）又は40,000円のいずれか低い額
その他の事項		過去に兵庫県又は三田市の補助金を活用して設置し、概ね5年を経過したものに限る。

別表第2（第4条、第5条関係）

種別	機能要件
撮影装置 (カメラ)	(1) 有効画素数が38万画素以上であること。 (2) カラー画像であること。 (3) 作動時間が1日24時間であること。 (4) 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。 (5) 屋外用として使用できる防雨機能があること。
画像記録装置 (レコーダー)	(1) 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 (2) 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。 (3) 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。 (4) 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。